

インタフェース仕様書市町村編修正履歴

(内容現在 平成25年2月1日)

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1	15-1	ページ番号 15-1 ※9:官報号外第224号厚生労働省告示第五百三十号記載の介護保険給付対象者および報酬告示第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態ある者の有無を設定する。	1	15-1	ページ番号 15-1 ※9:官報号外第224号厚生労働省告示第五百三十号記載の介護保険給付対象者および報酬告示第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態である者の有無を設定する。	1
2	15-1	ページ番号 15-1 ①介護保険給付対象者となる場合は、介護保険対象者となる翌月の「異動年月日」で受給者異動連絡票情報を作成すること。	1	15-1	ページ番号 15-1 ①介護保険給付対象者となる場合は、介護保険給付対象者となる翌月の「異動年月日」で受給者異動連絡票情報を作成すること。	1
3	15-1	ページ番号 15-1 「Aさんが介護保険給付対象者となる場合(異動年月日を翌月で設定)」表の「介護保険給付対象者有無」の欄 2:有	1	15-1	ページ番号 15-1 「Aさんが介護保険給付対象者となる場合(異動年月日を翌月で設定)」表の「介護保険給付対象者有無」の欄 2:有 <u>り</u>	1
4	18-1	ページ番号 18-1 ※4:計画相談支援において異動年月日の年月が平成24年4月以降の場合は、計画相談支援対象者が利用する障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間のうち最長の有効期間と同一の期間を設定する。	1	18-1	ページ番号 18-1 ※4:計画相談支援において異動年月日の年月が平成24年4月以降の場合は、計画相談支援対象者が利用する障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間のうち最長の有効期間と同一の期間を設定する。なお、開始年月日の(日)は <u>1日を設定し、終了年月日の(日)は、当該終了年月の末日を設定する。</u>	1
5	23	ページ番号 23 ※2:有効開始日は、障害者自立支援法の障害福祉サービスの給付に係わる各種業務を行うものとして、その効力が発生した日付であり、情報の登録(変更)日ではない。仮に市町村の所在地や連絡先等に変更が生じた場合であっても有効開始日に変更はない。	1	23	ページ番号 23 ※2:有効開始日は、障害者総合支援法の障害福祉サービスの給付に係わる各種業務を行うものとして、その効力が発生した日付であり、情報の登録(変更)日ではない。仮に市町村の所在地や連絡先等に変更が生じた場合であっても有効開始日に変更はない。	1
6				103	ページ番号 103 項番11の備考 ※2 を追加	1
7				103	ページ番号 103 ※2:サービス提供年月が平成25年4月以降は、設定しない。 を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
8				104	ページ番号 104 項番11の備考 ※3 を追加	1
9				104	ページ番号 104 ※3:サービス提供年月が平成25 年4月以降は、設定しない。 を追加	1
10				106	ページ番号 106 項番11の備考 ※3 を追加	1
11				107	ページ番号 107 項番21の備考 ※3 を追加	1
12				107	ページ番号 107 ※3:サービス提供年月が平成25 年4月以降は、設定しない。 を追加	1
13				108	ページ番号 108 項番12の備考 ※5 を追加	1
14				108	ページ番号 108 ※5:サービス提供年月が平成25 年4月以降は、設定しない。 を追加	1
15	115	ページ番号 115 項番34の内容 サービス提供年月が平成24年4 月以降は、 <u>事業運営安定化</u> に係る 請求額を設定 サービス提供年月が平成21年10 月以降は、 <u>事業運営安定化</u> およ び、 <u>移行時運営安定化</u> に係る請求 額を設定 サービス提供年月が平成21年9 月以前は、 <u>特別対策費</u> である激変 緩和加算に係る請求額を設定	1	115	ページ番号 115 項番34の内容 サービス提供年月が平成24年4 月以降は、 <u>新体系定着支援</u> に係る 請求額を設定 サービス提供年月が平成21年10 月以降は、 <u>事業運営安定化</u> およ び、 <u>移行時運営安定化</u> に係る請求 額を設定 サービス提供年月が平成21年9 月以前は、 <u>特別対策費</u> である激変 緩和加算に係る請求額を設定	1
16				115	ページ番号 115 項番34の備考 ※4 を追加	1
17				116	ページ番号 116 ※4:サービス提供年月が平成25 年4月以降は、設定しない。 を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
18	119	ページ番号 119 項番13の内容 整数部2桁小数部3桁の半角数字8.5円の場合、08500（または8500）を設定する	1	119	ページ番号 119 項番13の内容 整数部2桁小数部3桁の半角数字（ <u>小数部が3桁を超える場合、小数第4位を四捨五入</u> ）8.5円の場合、08500（または8500）を設定する	1
19	120	ページ番号 120 項番26の内容 サービス提供年月が平成24年4月以降は、 <u>事業運営安定化</u> に係る請求額を設定 サービス提供年月が平成21年10月以降は、 <u>事業運営安定化</u> および、 <u>移行時運営安定化</u> に係る請求額を設定 サービス提供年月が平成21年9月以前は、 <u>特別対策費</u> である <u>激変緩和加算</u> に係る請求額を設定	1	120	ページ番号 120 項番26の内容 サービス提供年月が平成24年4月以降は、 <u>新体系定着支援</u> に係る請求額を設定 サービス提供年月が平成21年10月以降は、 <u>事業運営安定化</u> および、 <u>移行時運営安定化</u> に係る請求額を設定 サービス提供年月が平成21年9月以前は、 <u>特別対策費</u> である <u>激変緩和加算</u> に係る請求額を設定	1
20				120	ページ番号 120 項番26の備考 ※13 を追加	1
21				121	ページ番号 121 【 <u>サービス提供年月が平成25年4月以降の場合</u> 】 を追加	1
22	121	ページ番号 121 【 <u>サービス提供年月が平成24年4月以降の場合</u> 】	1	121	ページ番号 121 【 <u>サービス提供年月が平成24年4月以降、平成25年3月以前の場合</u> 】	1
23	121	ページ番号 121 4：同一サービス種類で給付率が異なる場合（ <u>事業運営安定化</u> に係る請求額）	1	121	ページ番号 121 4：同一サービス種類で給付率が異なる場合（ <u>新体系定着支援</u> に係る請求額）	1
24				121 -3	ページ番号 121-3 ※13： <u>サービス提供年月が平成25年4月以降は、設定しない。</u> を追加	1
25	123	ページ番号 123 項番11の内容 サービス利用支援の場合は計画作成日、継続サービス利用支援の場合は直近のモニタリング日を設定する（西暦年月日 YYYYMMDD を設定する）	1	123	ページ番号 123 項番11の内容 サービス利用支援の場合は計画作成日、継続サービス利用支援の場合は直近のモニタリング日を設定する。 <u>ただし、同一月内にサービス利用支援と継続サービス利用支援の両方を実施した場合には直近のモニタリング日を設定する。</u> （西暦年月日 YYYYMMDD を設定する）	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
26	130	ページ番号 130 項番39の内容 入院時支援特別加算の算定要件を満たす支援を行った場合1を設定(報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は設定する)	1	130	ページ番号 130 項番39の内容 入院時支援特別加算の算定要件を満たす支援を行った場合1を設定(報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は設定する)	1
27	130	ページ番号 130 項番41の内容 帰宅時支援加算の算定要件を満たす支援を行った場合1を設定(報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は設定する)	1	130	ページ番号 130 項番41の内容 帰宅時支援加算の算定要件を満たす支援を行った場合1を設定(報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は設定する)	1
28	131	ページ番号 131 項番44の内容 日中支援加算の算定要件を満たす支援を行った場合1を設定。報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は設定する。	1	131	ページ番号 131 項番44の内容 日中支援加算の算定要件を満たす支援を行った場合1を設定。報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は設定する。	1
29				136	ページ番号 136 項番11の備考 ※2 を追加	1
30				137	ページ番号 137 ※2:サービス提供年月が平成25年4月以降は、設定しない。 を追加	1
31	154-6	ページ番号 154-6 ※4:異動年月日の年月が平成24年4月以降の場合は、障害児相談支援対象者が利用する障害児支援の支給決定の有効期間のうち最長の有効期間と同一の期間を設定する。	1	154-6	ページ番号 154-6 ※4:障害児相談支援において異動年月日の年月が平成24年4月以降の場合は、障害児相談支援対象者が利用する障害児支援の支給決定の有効期間のうち最長の有効期間と同一の期間を設定する。なお、開始年月日の(日)は1日を設定し、終了年月日の(日)は、当該終了年月の末日を設定する。	1
32				162-1	ページ番号 162-1 項番11の備考 ※2 を追加	1
33				162-1	ページ番号 162-1 ※2:サービス提供年月が平成25年4月以降は、設定しない。 を追加	1
34				162-2	ページ番号 162-2 項番11の備考 ※3 を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
35				162 -2	ページ番号 162-2 ※3:サービス提供年月が平成25 年4月以降は、設定しない。 を追加	1
36				162 -4	ページ番号 162-4 項番11の備考 ※2 を追加	1
37				162 -5	ページ番号 162-5 項番21の備考 ※2 を追加	1
38				162 -5	ページ番号 162-5 ※2:サービス提供年月が平成25 年4月以降は、設定しない。 を追加	1
39				162 -6	ページ番号 162-6 項番12の備考 ※3 を追加	1
40				162 -6	ページ番号 162-6 ※3:サービス提供年月が平成25 年4月以降は、設定しない。 を追加	1
41	162 -13	ページ番号 162-13 項番34の内容 サービス提供年月が平成21年10 月以降は、事業運営安定化に係る 請求額を設定 サービス提供年月が平成21年9 月以前は、特別対策費である激変 緩和加算に係る請求額を設定	1	162 -13	ページ番号 162-13 項番34の内容 サービス提供年月が平成24年4 月以降は、新体系定着支援に係る 請求額を設定 サービス提供年月が平成21年10 月以降は、事業運営安定化に係る 請求額を設定 サービス提供年月が平成21年9 月以前は、特別対策費である激変 緩和加算に係る請求額を設定	1
42				162 -13	ページ番号 162-13 項番34の備考 ※5 を追加	1
43				162 -14	ページ番号 162-14 ※5:サービス提供年月が平成25 年4月以降は、設定しない。 を追加	1
44	162 -16	ページ番号 162-16 項番3の内容 03を設定する(明細情報情報レ コード)	1	162 -16	ページ番号 162-16 項番3の内容 03を設定する(明細情報レコー ド)	1
45	162 -17	ページ番号 162-17 項番3の内容 04を設定する(集計情報情報レ コード)	1	162 -17	ページ番号 162-17 項番3の内容 04を設定する(集計情報レコー ド)	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
46	162 -18	ページ番号 162-18 項番26の内容 サービス提供年月が平成21年10月以降は、事業運営安定化に係る請求額を設定 サービス提供年月が平成21年9月以前は、特別対策費である激変緩和加算に係る請求額を設定	1	162 -18	ページ番号 162-18 項番26の内容 <u>サービス提供年月が平成24年4月以降は、新体系定着支援に係る請求額を設定</u> サービス提供年月が平成21年10月以降は、事業運営安定化に係る請求額を設定 サービス提供年月が平成21年9月以前は、特別対策費である激変緩和加算に係る請求額を設定	1
47				162 -18	ページ番号 162-18 項番26の備考 ※7 を追加	1
48				162 -19 ~ 162 -20	ページ番号 162-19~ 162-20 <u>【サービス提供年月が平成25年4月以降の場合】</u> を追加	2
49	162 -19	ページ番号 162-19 <u>【サービス提供年月が平成24年4月以降の場合】</u>	1	162 -20	ページ番号 162-20 <u>【サービス提供年月が平成24年4月以降、平成25年3月以前の場合】</u>	1
50	162 -19	ページ番号 162-19 1: <u>2</u> および <u>4</u> 以外の情報は1を設定する。	1	162 -20	ページ番号 162-20 1: <u>2</u> 、 <u>4</u> 、 <u>6</u> および <u>7</u> 以外の情報は1を設定する。	1
51	162 -19	ページ番号 162-19 4: 同一サービス種類で給付率が異なる場合 (<u>事業運営安定化</u> に係る請求額)	1	162 -20	ページ番号 162-20 4: 同一サービス種類で給付率が異なる場合 (<u>新体系定着支援</u> に係る請求額)	1
52				162 -20	ページ番号 162-20 <u>6: 7のパターンにおける新体系定着支援に係る請求額を集計欄分類番号=6で集計する。</u> を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
53				162 -20	<p>ページ番号 162-20</p> <p>7: 単位数単価が10円以外の地域に所在する事業所において、1人の障害児に対し下記のような形態で障害児支援サービスを行った場合、同一サービス種類において単位数単価を分けて集計する必要があるため集計欄分類番号=7で集計する。</p> <p>(1) 児童発達支援</p> <p>①児童発達支援センターにおいて、主として重症心身障害児以外を受け入れる事業所と重症心身障害児を受け入れる事業所の両方でサービスを提供した場合</p> <p>②児童発達支援センター以外において、主として重症心身障害児以外を受け入れる事業所と重症心身障害児を受け入れる事業所の両方でサービスを提供した場合</p> <p>(2) 放課後等デイサービス</p> <p>①主として重症心身障害児以外を受け入れる事業所と重症心身障害児を受け入れる事業所の両方でサービスを提供した場合を追加</p>	1
54				162 -21	<p>ページ番号 162-21</p> <p>※7: サービス提供年月が平成25年4月以降は、設定しない。</p> <p>を追加</p>	1
55	162 -22	<p>ページ番号 162-22</p> <p>項番11の内容</p> <p>障害児支援の場合は計画作成日、継続障害児支援の場合は直近のモニタリング日を設定する(西暦年月日 YYYYMMDD を設定する)</p>	1	162 -23	<p>ページ番号 162-23</p> <p>項番11の内容</p> <p>障害児支援の場合は計画作成日、継続障害児支援の場合は直近のモニタリング日を設定する。ただし、同一月内に障害児支援と継続障害児支援の両方を実施した場合には直近のモニタリング日を設定する。(西暦年月日 YYYYMMDD を設定する)</p>	1
56				162 -36	<p>ページ番号 162-36</p> <p>項番11の備考</p> <p>※2</p> <p>を追加</p>	1
57				162 -36	<p>ページ番号 162-36</p> <p>※2: サービス提供年月が平成25年4月以降は、設定しない。</p> <p>を追加</p>	1
58	197 -1	<p>ページ番号 197-1</p> <p>項番7の内容</p> <p>受給者証記載の市町村番号番号を設定する</p>	1	197 -1	<p>ページ番号 197-1</p> <p>項番7の内容</p> <p>受給者証記載の市町村番号を設定する</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
59	237	ページ番号 237 項番(10)の情報名 外字空白印字リスト高額障害児 給付費支給（不支給）決定者）	1	237	ページ番号 237 項番(10)の情報名 外字空白印字リスト（高額障害児 給付費支給（不支給）決定者）	1
60	254	ページ番号 254 <支給（不支給）決定通知書等へ の出力内容>の出力帳票等 障害福祉サービス費等払込請求 書 高額障害児給付費払込請求書	1	254	ページ番号 254 <支給（不支給）決定通知書等へ の出力内容>の出力帳票等 障害福祉サービス費等払込請求 書 障害児給付費等払込請求書	1
61	285	ページ番号 285 項番34の内容 サービス提供年月が平成24年4 月以降は、 <u>事業運営安定化</u> に係る 請求額を設定 サービス提供年月が平成21年10 月以降は、 <u>事業運営安定化</u> およ び、 <u>移行時運営安定化</u> に係る請求 額を設定 サービス提供年月が平成21年9 月以前は、特別対策費である激変 緩和加算に係る請求額を設定	1	285	ページ番号 285 項番34の内容 サービス提供年月が平成24年4 月以降は、 <u>新体系定着支援</u> に係る 請求額を設定 サービス提供年月が平成21年10 月以降は、 <u>事業運営安定化</u> およ び、 <u>移行時運営安定化</u> に係る請求 額を設定 サービス提供年月が平成21年9 月以前は、特別対策費である激変 緩和加算に係る請求額を設定	1
62				285	ページ番号 285 項番34の備考 ※6 を追加	1
63				286	ページ番号 286 ※6：サービス提供年月が平成25 年4月以降は、 <u>設定しない。</u> を追加	1
64	289	ページ番号 289 項番13の内容 整数部2桁小数部3桁の半角数 字8.5円の場合、08500（または 8500）を設定する	1	289	ページ番号 289 項番13の内容 整数部2桁小数部3桁の半角数 字（ <u>小数部が3桁を超える場合、 小数第4位を四捨五入</u> ）8.5円 の場合、08500（または8500）を設 定する	1
65	290	ページ番号 290 項番26の内容 サービス提供年月が平成24年4 月以降は、 <u>事業運営安定化</u> に係る 請求額を設定 サービス提供年月が平成21年10 月以降は、 <u>事業運営安定化</u> およ び、 <u>移行時運営安定化</u> に係る請求 額を設定 サービス提供年月が平成21年9 月以前は、特別対策費である激変 緩和加算に係る請求額を設定	1	290	ページ番号 290 項番26の内容 サービス提供年月が平成24年4 月以降は、 <u>新体系定着支援</u> に係る 請求額を設定 サービス提供年月が平成21年10 月以降は、 <u>事業運営安定化</u> およ び、 <u>移行時運営安定化</u> に係る請求 額を設定 サービス提供年月が平成21年9 月以前は、特別対策費である激変 緩和加算に係る請求額を設定	1
66				290	ページ番号 290 項番26の備考 ※4 を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
67				290 -1	ページ番号 290-1 ※4:サービス提供年月が平成25 年4月以降は、設定しない。 を追加	1
68	292 -1	ページ番号 292-1 項番8の備考 1:障害者自立支援法に基づく受 給者証番号 2:児童福祉法に基づく受給者証 番号 ※4	1	292 -1	ページ番号 292-1 項番8の備考 1:障害者総合支援法に基づく受 給者証番号 2:児童福祉法に基づく受給者証 番号 ※4	1
69	292 -2	ページ番号 292-2 ※3:障害者の場合は、本人の受 給者証番号を設定する。なお、障 害者の場合で、障害者自立支援法 に基づく障害福祉サービス費及 び地域相談支援給付費を併給し ており、それぞれの受給者証番号 が異なる場合は、障害福祉サー ビス費の受給者証番号を設定する。 障害児の場合は、保護者の受給者 証番号を設定する。なお、障害児 の場合で、障害者自立支援法に基 づく障害福祉サービス費及び児 童福祉法に基づく障害児給付費 を併給する場合は、いずれかの受 給者証番号を設定する。	1	292 -2	ページ番号 292-2 ※3:障害者の場合は、本人の受 給者証番号を設定する。なお、障 害者の場合で、障害者総合支援法 に基づく障害福祉サービス費及 び地域相談支援給付費を併給し ており、それぞれの受給者証番号 が異なる場合は、障害福祉サー ビス費の受給者証番号を設定する。 障害児の場合は、保護者の受給者 証番号を設定する。なお、障害児 の場合で、障害者総合支援法に基 づく障害福祉サービス費及び児 童福祉法に基づく障害児給付費 を併給する場合は、いずれかの受 給者証番号を設定する。	1
70	292 -2	ページ番号 292-2 ※4:障害者で障害者自立支援法 に基づく障害福祉サービス費を 受給している場合は、「1」を設 定する。 障害児で児童福祉法に基づく障 害児給付費を受給している場合 は、「2」を設定する。障害児で 障害者自立支援法に基づく障害 福祉サービス費を受給している 場合は、「1」を設定する。なお、 障害児の場合で、障害者自立支 援法に基づく障害福祉サービス費 及び児童福祉法に基づく障害児 給付費を併給する場合は、「1」、 「2」のいずれかを設定する。	1	292 -2	ページ番号 292-2 ※4:障害者で障害者総合支援法 に基づく障害福祉サービス費を 受給している場合は、「1」を設 定する。 障害児で児童福祉法に基づく障 害児給付費を受給している場合 は、「2」を設定する。障害児で 障害者総合支援法に基づく障害 福祉サービス費を受給している 場合は、「1」を設定する。なお、 障害児の場合で、障害者総合支 援法に基づく障害福祉サービス費 及び児童福祉法に基づく障害児 給付費を併給する場合は、「1」、 「2」のいずれかを設定する。	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
71	293 -4	ページ番号 293-4 項番34の内容 サービス提供年月が平成21年10 月以降は、事業運営安定化に係る 請求額を設定 サービス提供年月が平成21年9 月以前は、特別対策費である激変 緩和加算に係る請求額を設定	1	293 -4	ページ番号 293-4 項番34の内容 <u>サービス提供年月が平成24年4 月以降は、新体系定着支援に係る 請求額を設定</u> サービス提供年月が平成21年10 月以降は、事業運営安定化に係る 請求額を設定 サービス提供年月が平成21年9 月以前は、特別対策費である激変 緩和加算に係る請求額を設定	1
72				293 -4	ページ番号 293-4 項番34の備考 ※6 を追加	1
73				293 -5	ページ番号 293-5 ※6: <u>サービス提供年月が平成25 年4月以降は、設定しない。</u> を追加	1
74	293 -10	ページ番号 293-10 項番26の内容 サービス提供年月が平成21年10 月以降は、事業運営安定化に係る 請求額を設定 サービス提供年月が平成21年9 月以前は、特別対策費である激変 緩和加算に係る請求額を設定	1	293 -10	ページ番号 293-10 項番26の内容 <u>サービス提供年月が平成24年4 月以降は、新体系定着支援に係る 請求額を設定</u> サービス提供年月が平成21年10 月以降は、事業運営安定化に係る 請求額を設定 サービス提供年月が平成21年9 月以前は、特別対策費である激変 緩和加算に係る請求額を設定	1
75				293 -10	ページ番号 293-10 項番26の備考 ※4 を追加	1
76				293 -11	ページ番号 293-11 ※4: <u>サービス提供年月が平成25 年4月以降は、設定しない。</u> を追加	1